

監査委員公表第706号

令和4年2月16日付け監査第885号の監査結果に関する報告に基づき、大分県知事から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月25日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	駕		海		豊
大分県監査委員	戸		高	賢	史

1 令和3年度行政監査テーマ 「県が関与する任意団体の状況について」

2 令和3年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置 「措置済」 9件

報告における項目	監査の結果（要旨）	措置の内容及び監査対象機関
1 任意団体の運営 と県の指導状況について (2) 規約等規程の 整備運用 ア 規約について	(現 状) 基本的事項について整備が 不十分な事例が認められた。 (検討事項1) 基本的事項に係る具体的な 規定例等を示すことを検討され たい。	規約について、設置目的や所掌 事業に関する具体的な規定例等 を掲載した「県が関与する任意団 体の適正な運営を確保するため の事例集・マニュアル」を策定し、 令和5年3月13日付けで団体の 所管所属及び部局主管課あて通 知した。 (行政企画課)
イ 経理に関する 規程について	(現 状) 経理規程を定めていない、又 は経理規程があっても必要な 事項の全て又は一部が定めら れていない団体が多くを占め ていた。 また、規定されていても、そ の内容は団体により様々であ った。	

	<p>(検討事項 2)</p> <p>経理規程に記載すべき事項（収入・支出及び契約等の事務手続、帳簿並びに会計責任者等）について、具体的な規定例等を示すことを検討されたい。</p>	<p>経理規程について、収入・支出や契約に関する具体的な規定例等を掲載した「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」を策定し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。</p> <p>(行政企画課)</p>
<p>オ 規約等規程の遵守について</p>	<p>(現 状)</p> <p>総会の議決事項について、適切な手続を経ないまま制定や一部改正が行われた、規定された帳簿が作成されていなかった、定められた決裁権者と異なる者が最終決裁者となっていた、社会保険や健康診断等について、規程の内容と実態が異なっていたなど、規定に沿っていない事例が認められた。</p> <p>(検討事項 3)</p> <p>行政企画課と所管課の役割を踏まえ、遵守状況の具体的な確認方法を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」が遵守され、適正な運用が図られるよう、令和3年度の行政監査で改善又は検討を求められた団体の所管所属等を対象に、令和5年度からヒアリングを実施することとした。また、同指針にヒアリング等に関する規定を追加し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。</p> <p>(行政企画課)</p>
<p>(3) 総会の運営等 ア 総会等について</p>	<p>(現 状)</p> <p>書面開催に係る審議結果を会員に報告していない事例が認められた。</p> <p>(検討事項 4)</p> <p>総会における事務処理が徹底されるよう、議事録の作成や書面開催による場合の手続等、具体例を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>総会等について、会議記録の作成や書面開催に関する具体的な運用例等を掲載した「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」</p>

		を策定した。また、「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」に議事録の保存や書面開催の結果報告等に関する規定を追加し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。 (行政企画課)
ウ 経営状況の公表について	(現 状) 多くの団体は経営状況の公表を行うよう指針に記載されていることについて、認識不足のため実施していなかった。 (検討事項5) 公表すべき内容や手段等について、具体例を示す等、改めて検討されたい。	経営状況について、公表すべき内容や手段に関する留意点を掲載した「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」を策定した。また、「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」に公表手段に関する規定を追加し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。 (行政企画課)
(4) 経理処理の状況 ウ その他	(現 状) 通帳と銀行等届出印については、管理者を別にしよう指針に示されているが、監査対象団体において、同一の者が管理している事例が認められた。 また、ETCカードや燃料カード、切手やレターパックについては、施錠された場所に保管していない事例が認められた。 その他、キャッシュカードの管理についての注意事項の整理を行うとともに、インターネットバンキングの利用についても、可否を含め検討していく必要がある。 (検討事項8) 通帳と銀行等届出印の適正な管理を徹底させるため、より	通帳、銀行等届出印、キャッシュカード等の管理やインターネ

	<p>具体的な管理方法を示すこと、及びE T Cカード等やキャッシュカードの管理方法、インターネットバンキングの利用について、具体例を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>ットバンキングの利用に関する留意点を掲載した「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」を策定し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。 (行政企画課)</p>
<p>2 任意団体への県の関与の状況について (1) 人的関与(県と任意団体との事務区分) ア 就任承認手続について イ サービス関係手続について</p>	<p>(現 状) 県職員が任意団体の役員又は事務局員に就任するに当たり、任意団体からの就任依頼及び県からの就任承認等の手続を行うこととされているが、多くの監査対象機関及び団体で実施されていなかった。 また、県職員が任意団体の業務に従事する場合、事務分掌表に明示又は職務命令の内容を书面化するなどにより関与を明確にすることとされているが、多くの監査対象機関において手続が十分ではなかった。 (検討事項9) 事務の適正性と効率性の観点も踏まえ、就任承認手続やサービス関係手続に係る様式や記載例を示すことを検討されたい。</p>	<p>就任承認手続やサービス関係手続について、様式や記載例、留意点を掲載した「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」を策定し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。 (行政企画課)</p>
<p>ウ 業務の区分について</p>	<p>(現 状) 県職員が任意団体の業務を行う上で、電子メールの利用や文書管理システムによる電子決裁の利用などについては明確な規定がなかった。</p>	

	<p>(検討事項 10)</p> <p>事務の効率性の観点から、県と任意団体の業務の区分を行った上で、県の文書管理システム等の利用について、具体例を示す等の対応を検討されたい。</p>	<p>県の情報システムについて、使用できる業務の範囲や費用負担に関する留意点等を掲載した「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」を策定し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。</p> <p>(行政企画課)</p>
<p>4 関係機関の役割 ～ 行政企画課・ 所管課・部局主管 課の連携</p>	<p>(現 状)</p> <p>任意団体における事務処理等については、県としても関係機関が連携して指導を行う必要があり、各部局主管課が各任意団体の在り方や人的・財政的関与等について、行政企画課及び各所管課と連携した上で、積極的な指導や助言、調整等の役割を担うことが望まれる。</p> <p>(検討事項 11)</p> <p>県の関係機関が連携して任意団体への指導監督を行うに当たり、部局主管課の具体的な役割を明示することについて検討されたい。</p>	<p>部局主管課の役割が明確になるよう、「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」に部局主管課の責務に関する規定を追加し、令和5年3月13日付けで団体の所管所属及び部局主管課あて通知した。</p> <p>(行政企画課)</p>